

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房に置かれる参事官の定数を改めること。

(第二十一条関係)

第二 都市局総務課の所掌事務を変更すること。

(第八十三条関係)

第三 都市局に国際・デジタル政策課を置くこと。

(第八十二条及び第八十四条関係)

第四 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。

(附則関係)